

- I 全般について
- II 新婚世帯について
- III 所得について
- IV 自治会加入について
- V 補助対象エリアについて
- VI 新居の住宅費用について
- VII 引越費用について

I 全般について

Q1 申請の手順は？

- ☐ 以下の①から⑩までの要件を満たしているか確認してください。
- ① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - ② 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下
 - ③ 夫婦の令和4年の所得の合計が500万円未満（※1）
（※1）貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除します
 - ④ 申請時において、自治会に加入している
 - ⑤ 「宇都宮市立地適正化計画」に定める「居住誘導区域」に居住し、住民票の住所が対象の住宅の所在地となっている
 - ⑥ 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外に市内に自己の住宅を所有していない
 - ⑦ 過去に本市及び他自治体において、この制度（※2）に基づく補助を受けたことがない
（※2）国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」
 - ⑧ 宇都宮市の他の事業における住宅購入費や賃貸住宅の家賃、引越費用等の補助を受けていない
 - ⑨ 夫婦のいずれもが市税の滞納がない
 - ⑩ 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団員等ではない

☐ 全て満たしている場合は、補助の対象となる可能性がありますので、宇都宮市役所人口対策・移住定住推進室へ事前にご相談の上、申請してください。

[お問合先]宇都宮市人口対策・移住定住推進室

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所5階

電話番号：028-632-2115

Q2 申請書は、どこで入手することができますか？

- 宇都宮市役所5階の人口対策・移住定住推進室で入手することができます。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。



(市HP:結婚新生活支援事業)

Q3 申請の受付は、いつからいつまでですか？

- 令和5年6月1日から令和6年3月31日までです。
ただし、予算額に達した時点で申請の受付を終了しますので、申請前に、前にご相談ください。

Q4 申請窓口はどこですか？近くの地区市民センターでも申請できますか？

- 宇都宮市役所5階の人口対策・移住定住推進室です。
[申請先]宇都宮市人口対策・移住定住推進室
所在地 : 宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所5階
電話番号 : 028-632-2115
- なお、各地区市民センター・出張所では申請できません。

Q5 本人が窓口に行くことができない場合、本人以外が交付申請書兼請求書を提出することはできますか？

- 本人以外が「交付申請書兼請求書(様式第1号)」を窓口へ持参することができます。
なお、委任状の添付は不要です。

Q6 郵送でも申請できますか？

- 郵送で申請することができます。
ただし、令和6年3月30日(土)及び31日(日)が閉庁日となりますので、令和6年3月29日(金)必着で宇都宮市人口対策・移住定住推進室へ郵送してください。
なお、申請内容について確認することがありますので、申請書に平日の日中に連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。また、令和6年3月29日(金)までの郵送が困難な場合は、事前に宇都宮市役所人口対策・移住定住推進室へご相談ください。

[送付先] 〒320-8540
宇都宮市人口対策・移住定住推進室宛
所在地 : 宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所5階
電話番号 : 028-632-2115

Q7 対象期間内に複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は、対象になりますか？

宇都宮市内で転居した場合は、対象になります。

ただし、これまで宇都宮市へ申請し、交付を受けた補助金の合計額が、補助上限額に達していない場合に限り、既に交付を受けた補助金との合計額が、補助上限額に達するまでの費用が対象になります。

なお、宇都宮市以外の市区町村で「結婚新生活支援事業」の補助金の交付を受けたことがある場合は、交付を受けた補助金の合計額が、補助上限額に達していない場合でも、宇都宮市では対象になりません。

II 新婚世帯について

Q8 令和5年4月1日より前に婚姻届を提出し受理されている場合は、対象になりますか？

対象になりません。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている場合に限りです。

Q9 宇都宮市以外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？

対象になります。

なお、結婚した日を確認する必要があるため、婚姻届を提出した市区町村で取得した「婚姻届受理証明書」又は、結婚後の夫婦の本籍地である市区町村で取得した「戸籍謄本」を提出してください。

日本以外の国で婚姻の手続きを行った方については、婚姻の手続きを行った国での婚姻証明書及びその和訳を提出してください。

Q10 再婚の場合は、対象になりますか？

対象になります。

ただし、夫婦の一方または双方がこの交付金による補助を過去に受けたことがある場合（他の地方自治体での補助を含む）は補助対象になりません。

Q11 夫婦の婚姻日の年齢は、どのように確認しますか？

夫婦の婚姻日の年齢については、戸籍抄本や婚姻届受理証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。

その際「年齢計算に関する法律第2項」及び「民法第143条」に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますので、ご注意ください。

例：昭和59年4月1日生まれの方は令和6年3月31日に40歳になります。

Q12 夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない場合は、対象になりますか？

対象になります。

国籍に関する要件はありません。

Q13 結婚を機に、夫（妻）が結婚前から住んでいる賃貸物件に妻（夫）が入居する場合は、対象になりますか？

対象になります。

ただし、同居前に発生した費用は対象にならず、結婚を機に同居するための引越費用や同居後に発生した家賃などが対象になります。

なお、住民票等により、同居の事実が確認できる場合に限りです。

Q14 結婚前から同居している場合は、対象になりますか？

対象になります。

ただし、結婚を機に同居するための引越費用や同居後に発生した家賃などが対象になります。

なお、住民票等により同居の事実が確認できる場合に限りです。

Ⅲ 所得について

Q15 対象要件の一つに「夫婦の合計所得が500万円未満であること」とありますが、所得と収入は違いますか？

所得と収入は違います。

事業所得の方（自営業者など）の場合、所得は1年間の事業収入から必要経費を差し引いたもの（所得＝収入－必要経費）です。

また、給与所得の方の場合、所得は1年間の給与額の総額（収入）から必要経費に代わるものとして給与所得控除額を差し引いたもの（所得＝収入－給与所得控除）です。手取り額ではありませんのでご注意ください。

[収入に応じた給与所得金額の計算の一例（目安）]

- ・収入500万円の場合、給与所得金額は356万円
- ・収入600万円の場合、給与所得金額は436万円
- ・収入700万円の場合、給与所得金額は520万円

なお、詳しくは「課税証明書」（又は「所得証明書」）でご確認ください。

Q16 所得は、いつの時点での所得を指しますか？

令和4年分の所得を指します。

なお、「令和5年度課税証明書」（又は「令和5年度（令和4年分）所得証明書」）を取得し、申請時に提出してください。

Q17 令和5年4月1日に、他の市から宇都宮市へ転入しました。「課税証明書」は、宇都宮市で取得することができますか？

☐ 宇都宮市で取得することはできません。

「令和5年度課税証明書」（又は「令和5年度（令和4年分）所得証明書」）は、令和5年1月1日時点で住民票がある自治体で取得することができます。

Q18 「令和5年度課税証明書」（又は「令和5年度（令和4年分）所得証明書」）は、いつから取得することができますか？

☐ 宇都宮市の場合、市民税・県民税全額が給与から引き落とされている方は、令和5年5月15日から取得することができます。それ以外の方は、令和5年6月9日から取得することができます。

なお、自治体ごとに取得が可能になる日が異なります。

Q19 「課税証明書」（「所得証明書」）ではなく、「源泉徴収票」でもよいですか？

☐ 「源泉徴収票」では受け付けていません。

公的証明である「令和5年度課税証明書」（又は「令和5年度（令和4年分）所得証明書」）を提出してください。

Q20 前年度において無職の場合も「課税証明書」（「所得証明書」）が必要ですか？

☐ 必要です。

なお、無職の方については証明書の発行前に市県民税の申告を行う必要がございます。詳しくは、宇都宮市役所市民税課にお問い合わせください。

【お問合せ先】 宇都宮市市民税課

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所2階

電話番号：028-632-2233

Q21 奨学金を返済しています。所得から控除できますか？

☐ 貸与型奨学金（公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金）の返済を行っている場合には、「課税証明書」（又は「所得証明書」）をもとに算出した夫婦の所得の合計から、貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

なお、貸付者から発行される「奨学金貸付返還計画書」や「奨学金口座振替通知書」などの奨学金の年間返済額がわかる書類を申請時に提出してください。

また、奨学金の返済期間については、課税期間に準じます。

IV 自治会加入について

Q22 自治会に加入するには、どうしたらよいですか？

☐ 該当する地域の自治会長へ直接ご連絡いただき、加入の手続きをしてください。

Q23 該当する地域の自治会や自治会長がわからない場合は、どうしたらよいですか？

☞ 宇都宮市役所10階の宇都宮市自治会連合会事務局までお問い合わせください。

〔お問合せ先〕 宇都宮市自治会連合会事務局

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所10階

みんなでまちづくり課内

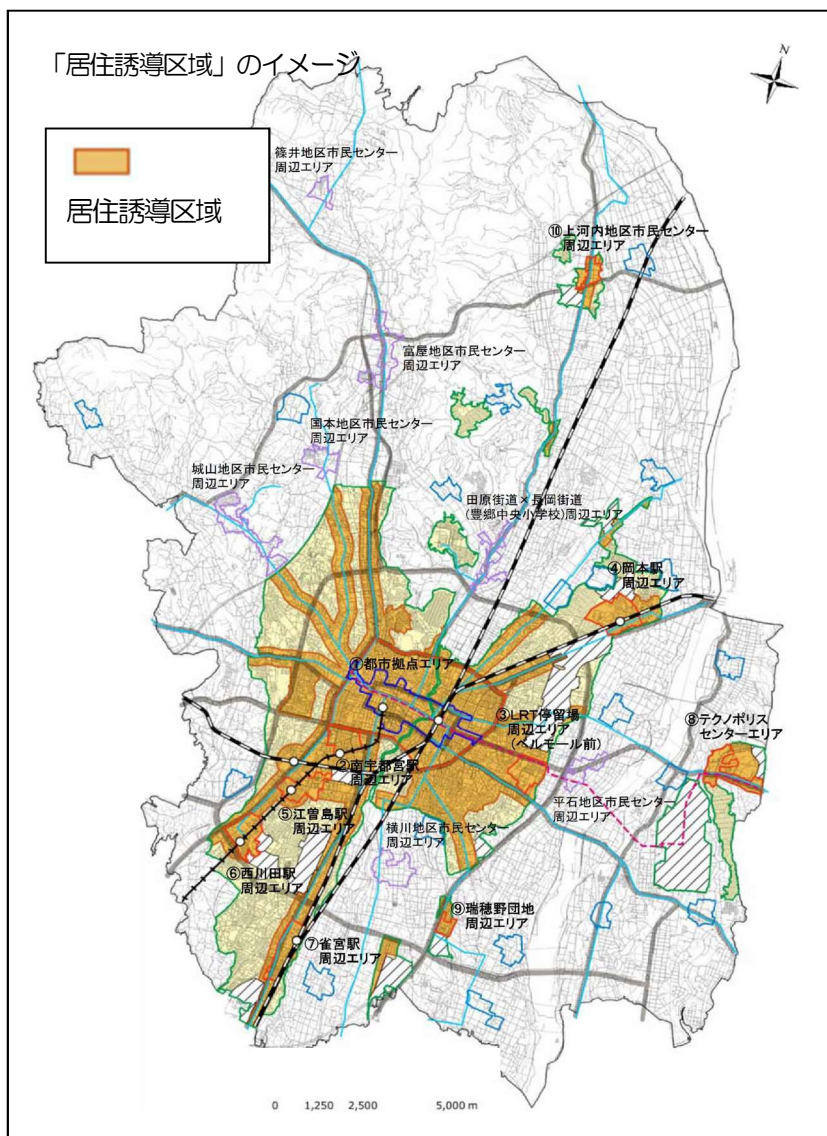
電話番号：028-632-2289

V 補助対象エリアについて

Q24 補助対象エリアになっている「居住誘導区域」とは？

☞ 「居住誘導区域」は、中心市街地や駅周辺、幹線道路の沿線など、公共交通を使いながら便利で暮らしやすいエリアとして、「宇都宮市立地適正化計画（平成29年3月策定）」に定めた区域です。

宇都宮市では、人口減少や少子・超高齢社会においても、安心して便利に暮らし続けられる「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成を目指しています。



Q25 補助対象エリアである「居住誘導区域」かどうかを調べるには、どうしたらよいですか？

☞ 宇都宮市ホームページに掲載の「宇都宮市まちかど情報マップ」をご覧ください。

[スマートフォンからの検索方法]

- ① 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左上の操作ツールから→「マップを指定して開く」→「マップ切替」の選択メニューから、下の方にある「立地適正化計画に係る誘導区域」を選択→「地図を見る」
- ② 地図が開いたら、画面左上の操作ツールから「住所から探す」を選択し、キーワード検索欄に補助対象の住所を入力の上「検索」→すぐ下に表示された住所右側の「地図」
- ③ 地図上の該当箇所が水色、ピンク色、オレンジ色に一部でも含まれていれば該当

[パソコンからの検索方法]

- ① 宇都宮市公式ホームページから「宇都宮まちかど情報マップ」を開き、左上「利用内容」→「地図を見る」
- ② 地図が開いたら、画面左上の操作ツールから→「地図切替」→「マップ切替」の選択メニューから、下の方にある「立地適正化計画に係る誘導区域」を選択→「表示設定」→「施設と区域の情報」からオレンジ色の「居住誘導区域」のみを選択
- ③ 画面上「住所から探す」を選択し、キーワード検索欄に補助対象の住所を入力の上「検索」
- ④ 住所地がオレンジ色の「居住誘導区域」に一部でも含まれていれば該当



(まちかど情報マップ)

☞ また、宇都宮市役所11階のNCC推進課の窓口でも確認することができます。

[お問合せ先] 宇都宮市NCC推進課拠点形成グループ

所在地 : 宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所11階

電話番号 : 028-632-2563

VI 新居の住宅費用について

Q26 新居の住宅費用はどのようなものが対象ですか？

- 結婚に伴う住宅取得費用は建物の購入費や新築する場合の工事請負費、住宅賃借費用のうち賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象となります。

なお、参考として、対象にならないものの事例は下記のとおり。

[住宅の取得に付随する経費]土地の購入費、住宅ローンの手数料、

[住宅の賃貸に付随する経費]駐車場代、入居前の清掃代、鍵交換代、更新手数料、
光熱水費、設備購入費代、火災保険料、家財保険料、
契約一時金、保証金

Q27 住宅を購入した際、土地と建物を一体のものとして購入しました。土地と建物の両方とも対象になりますか？

- 建物のみ対象になります。

不動産登記において、土地、建物それぞれの取得価格を登録しているため、通常区別が可能です。売主に確認し、建物の金額がわかる書類を提出してください。

Q28 結婚を機に、夫(妻)が結婚前から住んでいる建物をリフォームや増築した場合の費用は、対象になりますか？

- 対象になります。

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備、更新等の工事費用が対象となります。

なお、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。

Q29 令和6年4月分の家賃を3月に支払ったのですが、その分は補助の対象になりますか？

- 令和6年4月分以降の家賃については、対象期間内に支払った場合でも対象外です。

Q30 親の名義でアパートを契約していますが、家賃は本人が支払っている場合、対象になりますか？

- 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に家賃相当額を支払っている場合、補助対象となりません。

ただし、夫婦名義で契約が行えないやむを得ない事情（未成年、勤務先契約、低所得等）があり、その事情が提出書類により客観的に確認でき、かつ家賃等が夫婦いずれかの口座から引き落とされている場合に限り、対象とすることができます。

Q31 社宅に入居している場合は対象になりますか。

- 賃貸借契約書（社宅等の場合は入居申請書等、勤務先の発行した書類）により、賃貸人及び賃借人が確認でき、かつ給与明細書等により補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っている又は給与から天引きされていることが確認できる場合、対象になります。

Q32 家賃の支払いは振込なので領収書が出ません。どうすればよいですか？

- 振込金額及び振込先等の振込内容がわかる通帳の写しなどを提出してください。

Q33 家賃に駐車場代が含まれており、切り分けできない場合はどうすればよいですか？

- 家賃の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けできない場合は、駐車場代を含めて対象になります。

なお、契約書等により駐車場代金相当額が確認できる場合は、家賃から駐車場代金相当額を差し引いた額が対象となります。

Q34 勤務先から住居手当を受けている場合でも対象になりますか？

- 対象になります。

ただし、勤務先から支給されている住居手当額を家賃相当額から差し引いた分が対象になるため、「住居手当支給証明書（様式第3号）」に勤務先名の記入・押印をいただき、提出してください。

Q35 対象期間内に結婚をしましたが、家賃の支払いが令和6年4月以降になる場合は補助を受けられますか？

- 「補助対象認定申請」により、翌年度に補助を受けることができる可能性があります。

認定に当たっては要件がありますので、宇都宮市役所人口対策・移住定住推進室にお問い合わせください。

【お問合せ先】宇都宮市人口対策・移住定住推進室

所在地：宇都宮市旭1丁目1番5号 市役所5階

電話番号：028-632-2115

Ⅶ 引越費用について

Q36 引越業者や運送業者に頼まず、自分でレンタカーを借りて引越をした場合の費用は、対象になりますか？

- 対象になりません。

自らレンタカーを借りて運搬した場合や、友人に頼むなどにより引越をした場合にかかった費用、不用品の処分費用などは対象になりません。

引越業者や運送業者発行の領収書により、引越費用であることが確認できない費目は対象外です。

Q37 新居で使う物を宅配便で送った場合は対象になりますか？

宅配事業者の引越パックなど、領収書により引越費用であることが確認できる場合のみ対象となります。

単に、衣類や食器等を送った場合は、対象になりません。

Q38 夫（妻）の実家や持ち家に引越す場合、引越費用のみでも対象になりますか？

対象になります。